

東京医療保健大学医療保健学部各学科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は東京医療保健大学学則第56条の規定に基づき、医療保健学部看護学科、医療栄養学科及び医療情報学科各学科教授会(以下「教授会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了。
- (2) 学位の授与。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び学科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、学科長、専任の教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

- 2 教授会には准教授その他の教員を加えることができる。
- 3 教授会に議長を置き、学科長をもって充てる。学科長に事故があるときは、学科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 4 教授会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した構成員の過半数をもって決するものとする。
- 5 議長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を出席させ、あるいはその意見を聴取することができる。

(招集)

第4条 教授会は学科長が招集する。

- 2 学科長は、教授会構成員の3分の1以上から請求のあった場合には、速やかに教授会を招集しなければならない。

(専門委員会)

第5条 教授会はその構成員の一部の者をもって構成する専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は教授会で審議すべき事項の中で、教授会で必要と認められた事項を取り扱うものとする。

(事務)

第6条 教授会に関する事務は、教務部が行う。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程施行前に、医療保健学部各学科の学科会議において行われた教育研究に関する事項に係る審議については、各学科教授会において行われた教育研究に関する事項に係る審議とみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。